

車両系建設機械運転者必携（基礎工事用一穴掘建柱車関係）（特別教育用テキスト） No.120210
 新旧対照表 改訂2版（平成30年7月20日）

改訂初版6刷（平成25年10月18日）			改訂2版（平成30年7月20日）																																																												
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																										
95	2行目	①アイスブライス（さつま差し） 通称、「さつま」と称する。「さつま」差しの編み方に「巻き差し」と「本ざし」があるが、「巻き差し」はロープの撚りが解ける方向にねじると抜ける心配があるので使い方に注意する。 <u>この「さつま差し」は技能の良否によって～</u>	95	2行目	①アイスブライス <u>アイスブライス加工は、ワイヤロープを曲げてアイ形にしワイヤロープ端末の各ストランドをワイヤロープのストランドの間に差し込んでアイを作る方法であり、ストランドの差し方によって「かご差し（割差しともいう。）」と「巻き差し」の2種類がある。</u> <u>なお、「巻き差し」は加工が容易だが、工法が悪いと、1本つりの場合、ロープの撚りが解ける方向にねじると抜ける可能性があるので使い方に注意する。一方、「かご差し」の場合は、比較的回転の影響は受けないとされる。</u> <u>アイスブライス加工は技能の良否によって～</u>																																																										
120	表10-3	表10-3 送・配電線からの離隔距離 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電路</th> <th rowspan="2">送電電圧 (V)</th> <th colspan="2">最小離隔距離 (m)</th> </tr> <tr> <th>労働基準局長通達*</th> <th>電力会社の目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配電線</td> <td>100・200以下</td> <td>1.0以上</td> <td>2.0以上</td> </tr> <tr> <td>6,600 "</td> <td>1.2 "</td> <td>2.0 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">送電線</td> <td>22,000 "</td> <td>2.0 "</td> <td>3.0 "</td> </tr> <tr> <td>66,000 "</td> <td>2.2 "</td> <td>4.0 "</td> </tr> <tr> <td>154,000 "</td> <td>4.0 "</td> <td>5.0 "</td> </tr> <tr> <td>275,000 "</td> <td>6.4 "</td> <td>7.0 "</td> </tr> <tr> <td>500,000 "</td> <td>10.8 "</td> <td>11.0 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) *昭和50年12月17日基発第759号</p>	電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)		労働基準局長通達*	電力会社の目標値	配電線	100・200以下	1.0以上	2.0以上	6,600 "	1.2 "	2.0 "	送電線	22,000 "	2.0 "	3.0 "	66,000 "	2.2 "	4.0 "	154,000 "	4.0 "	5.0 "	275,000 "	6.4 "	7.0 "	500,000 "	10.8 "	11.0 "	120	表10-3	表10-3 送・配電線からの離隔距離 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電路</th> <th rowspan="2">送電電圧 (V)</th> <th colspan="2">最小離隔距離 (m)</th> </tr> <tr> <th>労働基準局長通達*</th> <th>電力会社の目標値***</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配電線</td> <td>100・200以下</td> <td>1.0以上</td> <td>2.0以上</td> </tr> <tr> <td>6,600 "</td> <td>1.2 "</td> <td>2.0 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">送電線</td> <td>22,000 "</td> <td>2.0 "</td> <td>3.0 "</td> </tr> <tr> <td>66,000 "</td> <td>2.2 "</td> <td>4.0 "</td> </tr> <tr> <td>154,000 "</td> <td>4.0 "</td> <td>5.0 "</td> </tr> <tr> <td>275,000 "</td> <td>6.4 "</td> <td>7.0 "</td> </tr> <tr> <td>500,000 "</td> <td>10.8 "</td> <td>11.0 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) * 昭和50年12月17日基発第759号 ** 絶縁防護された場合にはこの限りではない。 *** 労働基準局長通達値に目測誤差及びクレーン操作特性を考慮した電力会社推奨の離隔距離</p>	電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)		労働基準局長通達*	電力会社の目標値***	配電線	100・200以下	1.0以上	2.0以上	6,600 "	1.2 "	2.0 "	送電線	22,000 "	2.0 "	3.0 "	66,000 "	2.2 "	4.0 "	154,000 "	4.0 "	5.0 "	275,000 "	6.4 "	7.0 "	500,000 "	10.8 "	11.0 "
電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)																																																													
		労働基準局長通達*	電力会社の目標値																																																												
配電線	100・200以下	1.0以上	2.0以上																																																												
	6,600 "	1.2 "	2.0 "																																																												
送電線	22,000 "	2.0 "	3.0 "																																																												
	66,000 "	2.2 "	4.0 "																																																												
	154,000 "	4.0 "	5.0 "																																																												
	275,000 "	6.4 "	7.0 "																																																												
	500,000 "	10.8 "	11.0 "																																																												
電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)																																																													
		労働基準局長通達*	電力会社の目標値***																																																												
配電線	100・200以下	1.0以上	2.0以上																																																												
	6,600 "	1.2 "	2.0 "																																																												
送電線	22,000 "	2.0 "	3.0 "																																																												
	66,000 "	2.2 "	4.0 "																																																												
	154,000 "	4.0 "	5.0 "																																																												
	275,000 "	6.4 "	7.0 "																																																												
	500,000 "	10.8 "	11.0 "																																																												
140		※下から13行目の下段に右欄を追加	140	下から12行目	(事業者の行うべき調査等) 第28条の2 省略																																																										
144	2行目	第5章 機械等及び有害物に関する規制	144	20行目	第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制																																																										
149	5行目	1～8 省略	149	5行目	1～8 の2 省略																																																										
	13行目	10～37 省略		13行目	10～ 省略																																																										
157		13.3 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第83条第1項3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める就業制限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間			(削除) ※以降、ページ数変更																																																										
158		13.4 車両系建設機械構造規格 省略	157		13.3 車両系建設機械構造規格 省略 ※一部改訂																																																										
162		13.5 安全衛生特別教育規程（抄）	162		13.4 安全衛生特別教育規程（抄）																																																										
164		13.6 クレーン等安全規則（抄）	164		13.5 クレーン等安全規則（抄）																																																										